

北海道給与支給明細書広告に関する Q&A よくある質問

目次

【広告媒体】	
Q1	毎月の給料と期末・勤勉手当の支給日を教えてください。
Q2	契約期間中に広告内容を差し替えることはできますか。
Q3	広告が掲載された給与支給明細書の配信の開始と終了はいつ頃ですか。
【申込み】	
Q4	過去の応募状況を知りたいのですが。
Q5	過去の平均契約金額を教えてください。
Q6	申込みの際に添付する広告の素案は、どの程度のものが必要ですか。
Q7	広告代理店を経由して申し込むことはできますか。
【掲載料】	
Q8	広告掲載料の支払時期はいつ頃になりますか。
Q9	広告掲載料の支払方法を教えてください。
【広告原稿の入稿】	
Q10	広告原稿の形式、入稿時期、校正の有無について教えてください。

Q1 毎月の給料と期末・勤勉手当の支給日を教えてください。

- A. 給料は毎月 21 日、期末・勤勉手当は 6 月 30 日と 12 月 10 日に支給します。
支給日が閉庁日にあたる場合は、その前の最も近い開庁日に支給します。

Q2 契約期間中に広告内容を差し替えることはできますか。

- A. ご希望により、前月末までに差し替えの依頼があった場合、広告内容を変更することが可能です。

Q3 広告が掲載された給与支給明細書の配信の開始と終了はいつ頃ですか。

- A. 支給日の 5 開庁日前に当月の給与明細が配信されますので、月の中旬に給与明細の配信を開始し、契約期間の最終月の翌月の明細の配信開始までの間、配信されます。

<具体例>

4 月～9 月の応募分：4 月中旬に開始し、10 月中旬の広告入替までの間配信

10 月～3 月の応募分：10 月中旬に開始し、4 月中旬の広告入替までの間配信

Q4 過去の応募状況を知りたいのですが。

- A. 過去の応募件数は、次のとおりです。

- ・平成 18 年度上半期 8 件
- ・平成 18 年度下半期 3 件
- ・平成 19 年度上半期 1 件
- ・平成 19 年度下半期 4 件
- ・平成 20 年度上半期 3 件
- ・平成 20 年度下半期 2 件
- ・平成 21 年度上半期 3 件
- ・平成 21 年度下半期 3 件
- ・平成 22 年度上半期 2 件
- ・平成 22 年度下半期 1 件
- ・平成 23 年度上半期 2 件
- ・平成 23 年度下半期 2 件
- ・平成 24 年度上半期 2 件
- ・平成 24 年度下半期 1 件
- ・平成 25 年度上半期 2 件
- ・平成 25 年度下半期 2 件
- ・平成 26 年度上半期 1 件

- ・平成 26 年度下半期 1 件
- ・平成 27 年度上半期 2 件
- ・平成 27 年度下半期 2 件
- ・平成 28 年度上半期 2 件
- ・平成 28 年度下半期 3 件
- ・平成 29 年度上半期 5 件
- ・平成 29 年度下半期 5 件
- ・平成 30 年度上半期 2 件
- ・平成 30 年度下半期 3 件
- ・平成 31 年度(令和元年度)上半期 1 件
- ・平成 31 年度(令和元年度)下半期 2 件
- ・令和 2 年度上半期 1 件
- ・令和 2 年度下半期 0 件
- ・令和 3 年度上半期 0 件
- ・令和 3 年度下半期 1 件
- ・令和 4 年度上半期 0 件
- ・令和 4 年度下半期 2 件
- ・令和 5 年度上半期 2 件
- ・令和 5 年度下半期 1 件

Q5 過去の平均契約金額を教えてください。

A. 過去 36 回の平均契約金額は、743,068 円です。(掲載期間が 6 月間の場合の金額です。)

Q6 申込みの際に添付する広告の素案は、どの程度のものが必要ですか。

A. 広告の素案につきましては、広告の内容が道の定める広告取扱要綱等の基準に適合するかを審査させていただくためにご提出をお願いするものです。
従いまして、申し込みの時点では、広告代理店などに作成を依頼した完成度の高い原稿の提出は不要であり、過去に使用した類似の広告や大まかなデッサンなどでも結構です。

Q7 広告代理店を経由して申し込むことはできますか。

A. 広告掲載希望者が発行した委任状を提出していただければ、お申し込みから契約に関する事務、広告掲載料のお支払いなど、一切の事務を広告代理店などに委任することが可能です。
(委任状自体も、広告代理店などを経由して提出することが可能です。)

Q8 広告掲載料の支払時期はいつ頃になりますか。

A. 原則として広告掲載料は前納とさせていただきますが、具体的なお支払期限につきましては、広告主決定後にご連絡を差し上げます。経理サイクルなどお支払いの時期に制約がある場合などは、事前にご相談ください。

Q9 広告掲載料の支払方法を教えてください。

A. 道が発行する納入通知書により、道内に本支店を置く銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）の窓口で直接お振込をいただきます。
なお、道外におきましては、当該納入通知書が使用可能な金融機関が限られますので、事前にご相談ください。

Q10 広告原稿の形式、入稿時期、校正の有無について教えてください。

A. 広告の掲載を開始する月の前月末までに、電子データ形式により入稿していただきます。
なお、完成原稿の形式で入稿していただきますので、校正につきましては、原則、1 回のみとなります。